平成２７年（フ）第２６７号
相模原市中央区横山３丁目23番４号
債務者　菊池　幸治
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
4　破産債権の届出期間　平成27年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６０８号
東京都町田市南大谷1288番地１ロイヤルパレスパートⅡ―101
債務者　松本　眞司
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　光則
4　破産債権の届出期間　平成27年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６４号
静岡市駿河区みずほ３丁目１番地の21　シェルティー・ハウスＡ棟105号
債務者　久保田好彦
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　破産債権の届出期間　平成27年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０４号
広島市中区鶴見町２番21―603号、前住所広島市安佐北区口田南２丁目25番15―502号
債務者　森永　勝博
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　破産債権の届出期間　平成27年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮２丁目24番６号レオパレスグレイス103号
債務者　百瀬　辰雄
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０７号
京都市北区大宮玄琢北町28番地４　ハウル18号室
債務者　石原　栄致
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２３号
大阪府東大阪市長堂２丁目14番６号
債務者　高橋鋲螺製作所こと　髙橋　俊**隆**
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７９号
大阪市東淀川区大桐２丁目11番８号
債務者　共田　政司
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８号
香川県坂出市林田町217番地３
債務者　吉田　和浩
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９２号
香川県坂出市林田町217番地３、住民票上の住所香川県丸亀市飯野町東分1400番地７
債務者　吉田　紀子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２０４号
群馬県前橋市総社町高井130番地２　サンモール　203号
債務者　村山　直行
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８２号
神奈川県大和市下鶴間2570番地１　ダイアパレス鶴間612号
債務者　金子　高光
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２８３号
神奈川県大和市下鶴間2570番地１　ダイアパレス鶴間612号
債務者　金子眞知子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３５号
奈良県大和高田市材木町６番53号
債務者　萬津佐枝美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
奈良県大和高田市田井新町９番18―105号メゾン田井新町、前住所奈良県大和高田市南今里町２番８―202号　ニューエスト高田
債務者　萬津　裕里
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ｃ３―203号
債務者　工藤　君子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係